

令和 5 年度 蒲郡市地域防災計画修正（案）

－ 風水害等災害対策計画 －

修正事項一覧
（新旧対照表）

蒲郡市防災会議

風水害等災害対策計画

頁	修正前	修正後	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
7	3 指定地方行政機関 〔東海財務局〕 (1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る <u>うえからできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるように</u> する。	3 指定地方行政機関 〔東海財務局〕 (1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る <u>ため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力</u> する。	表記の整理 (財務省防災業務計画との整合)
9	〔第四管区海上保安本部〕 (5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告 <u>(追記)</u> (港則法 <u>(追記)</u>)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	〔第四管区海上保安本部〕 (5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告 <u>等</u> (港則法・ <u>海上交通安全法</u>)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	表記の整理 (適用法令の追記等)
12	5 指定公共機関 〔中日本高速道路株式会社〕 <u>高速自動車国道、一般有料道路</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	5 指定公共機関 〔中日本高速道路株式会社〕 <u>高速道路</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	表記の整理 (高速道路株式会社法との整合)
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策	
	第4節 浸水想定区域における対策	第4節 浸水想定区域における対策	
33	1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県における措置） (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川 <u>又は</u> 洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、(略)	1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県における措置） (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川 <u>及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川</u> について、(略)	水防法の改正による指定対象河川の拡大のため
	2 雨水出水浸水想定区域の指定（市及び県における措置） (1) 区域の指定 市又は県は、水防法に基づき、 <u>雨水出水特別警戒水位に到達し</u>	2 雨水出水浸水想定区域の指定（市及び県における措置） (1) 区域の指定 市又は県は、水防法に基づき、 <u>雨水出水による災害の発生を警</u>	県内全域の災害危険区域の指定廃止等に伴う修正

風水害等災害対策計画

頁	修正前	修正後	備考
	<u>た旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等</u> について、(略)	<u>戒すべき公共下水道等の排水施設</u> について、(略)	
	第3章 土砂災害等予防対策	第3章 土砂災害等予防対策	
	第2節 土砂災害の防止	第2節 土砂災害の防止	
38	1 県における措置 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 ア (略) イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。 <u>(追記)</u> (2) (略) (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を市へ提供するとともに、その箇所等を公表、 <u>(追記)</u> 周知する。(略)	1 県における措置 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 ア (略) イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。 <u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u> (2) (略) (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を市へ提供するとともに、その箇所等を公表し、 <u>標識等により住民へ周知する。</u> (略)	県内全域の災害危険区域の指定廃止等に伴う修正
39	(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 イ 災害危険区域 指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。 <u>なお、がけに近接した住宅で移転を必要とするものについては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を適用し、その費用の一部を補助して移転の促進を図る。</u>	(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 イ 災害危険区域 指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。 <u>(削除)</u>	
40	第3節 砂防対策	第3節 土砂災害対策	表記の整理
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化	
	第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策	
55	4 水道 (1) ～ (6) (略)	4 水道 (1) ～ (6) (略)	水道の耐震化計画等策定指針等に基づく

風水害等災害対策計画

頁	修正前	修正後	備考
	<u>(追記)</u>	<u>(7) 自家発電設備等の整備</u> <u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u>	修正 (表記は下水道の対策と整合)
	第6章 都市の防災性の向上	第6章 都市の防災性の向上	
	第4節 市街地の面的な整備・改善	第4節 市街地の面的な整備・改善	
60	市、県及び土地区画整理組合等における措置 (略) (2) 災害対策等に関する土地利用規制 ア 災害危険区域の指定 (略) <u>(追記)</u> イ (略)	市、県及び土地区画整理組合等における措置 (略) (2) 災害対策等に関する土地利用規制 ア 災害危険区域の指定 (略) <u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u> イ (略)	県内全域の災害危険区域の指定廃止等に 伴う修正
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
79	市、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (1) ～ (2) (略) (3) 避難行動要支援者対策 市は、(中略) この限りではない。 なお、個別支援計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別支援計画を作成するよう努めるものとする。 <u>(追記)</u> ア 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。 <u>(追記)</u>	市、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (1) ～ (2) (略) (3) 避難行動要支援者対策 市は、(中略) この限りではない。 なお、個別支援計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別支援計画を作成するよう努めるものとする。 <u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。</u> ア 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。 <u>なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア</u>	避難行動要支援者の 避難行動支援に関する 取組指針に基づく 修正

風水害等災害対策計画

頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u></p>	
	<p>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	<p>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	
	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	
	<p>市、県、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</p>	<p>市、県、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</p>	<p>表記の整理（防災人材育成の主体等）</p>
90	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及 市及び県は、(中略) 図るものとする。 さらに、<u>(追記)</u> 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及 市及び県は、(中略) 図るものとする。 さらに、<u>県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。</u></p>	
91	<p>(3) 家庭内備蓄等の推進 市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、<u>食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがある</u>ため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等<u>その他</u>の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>など</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p>	<p><u>加えて</u>、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進 市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され<u>(削除)</u>るため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等<u>(削除)</u>の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>等</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p>	

頁	修正前	修正後	備考
	<p>第3編 災害応急対策</p>	<p>第3編 災害応急対策</p>	
	<p>第2章 避難行動</p>	<p>第2章 避難行動</p>	
	<p>第1節 気象警報等の伝達</p>	<p>第1節 気象警報等の伝達</p>	
<p>101</p>	<p>図1 気象・水象に関する特別警報・警報等</p> <p>※気象庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 <u>※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、洪水、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</u></p> <p>(注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 (注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝</p>	<p>図1 気象・水象に関する特別警報・警報等</p> <p>※気象庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 <u>(削除)</u></p> <p>(注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 (注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝</p>	<p>気象特別警報の「緊急速報メール」の配信終了に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	修正前	修正後	備考
	達経路。	達経路。	
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達	
110	1 市の措置 (1) ～ (2) (略) (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で安否不明者・行方不明となった者について、(略)	1 市の措置 (1) ～ (2) (略) (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で安否不明(削除)・行方不明となった者について、(略)	表記の整理
	第2節 通信手段の確保	第2節 通信手段の確保	
126	1 市、県及び防災関係機関における措置 (1) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線(追記)を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。	1 市、県及び防災関係機関における措置 (1) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。	回線の整備状況に合わせた修正

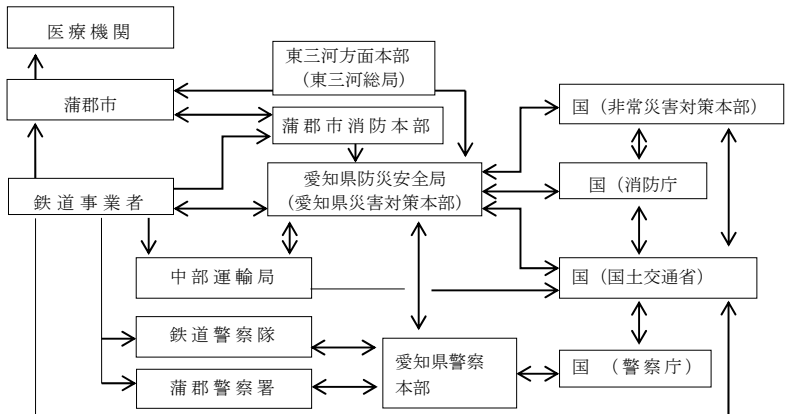
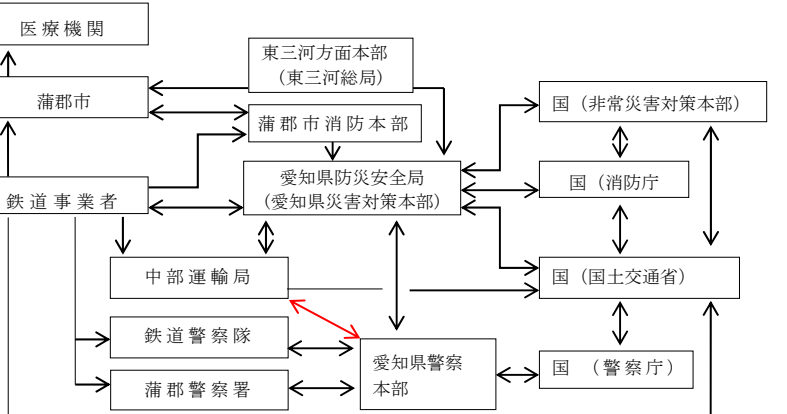
風水害等災害対策計画

頁	修正前	修正後	備考																																																														
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請																																																															
	第5節 防災活動拠点の確保等	第5節 防災活動拠点の確保等																																																															
143	3 防災活動拠点の区分と要件等 <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1 地区防災活動拠点</td> <td>6 臨海広域防災活動拠点</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>設置主体</td> <td>市町村</td> <td>県</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等</td> <td>全県に及ぶ災害、大都市 の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>応援の 規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>中部・全国の都道府県等</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の活動拠 点</td> <td>海上輸送される要員、物 資の揚陸・集積拠点</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で1か所程度</td> <td>県内に3か所程度</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能</td> <td>ストックヤード 10ヘクタール程度以上</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>施設 設備 できれば 倉庫等</td> <td>耐震岸壁 1万ト级以上の船舶の係 留施設</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> </table>	区分	1 地区防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	<u>(追記)</u>	設置主体	市町村	県	<u>(追記)</u>	災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県に及ぶ災害、大都市 の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	<u>(追記)</u>	応援の 規模	隣接市町村等	中部・全国の都道府県等	<u>(追記)</u>	役割	被災市町村内の活動拠 点	海上輸送される要員、物 資の揚陸・集積拠点	<u>(追記)</u>	拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	<u>(追記)</u>	要件	面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上	<u>(追記)</u>	施設 設備 できれば 倉庫等	耐震岸壁 1万ト级以上の船舶の係 留施設	<u>(追記)</u>	3 防災活動拠点の区分と要件等 <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1 地区防災活動拠点</td> <td>6 臨海広域防災活動拠点</td> <td><u>7.ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</u></td> </tr> <tr> <td>設置主体</td> <td>市町村</td> <td>県</td> <td><u>県</u></td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等</td> <td>全県に及ぶ災害、大都市 の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等</td> <td><u>広域の市町村に及ぶ災害</u> <u>・大規模な地震災害</u> <u>・大規模な風水害等</u></td> </tr> <tr> <td>応援の 規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>中部・全国の都道府県等</td> <td><u>中部・全国の都道府県等</u></td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の活動拠 点</td> <td>海上輸送される要員、物 資の揚陸・集積拠点</td> <td><u>広域、全県的な活動拠点</u></td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で1か所程度</td> <td>県内に3か所程度</td> <td><u>県内に4か所</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能</td> <td>ストックヤード 10ヘクタール程度以上</td> <td><u>1ヘクタール程度以上</u> <u>大型・中型ヘリコプターの離着陸が可 能</u></td> </tr> <tr> <td>施設 設備 できれば 倉庫等</td> <td>耐震岸壁 1万ト级以上の船舶の係 留施設</td> <td><u>倉庫等</u></td> </tr> </table>	区分	1 地区防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	<u>7.ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</u>	設置主体	市町村	県	<u>県</u>	災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県に及ぶ災害、大都市 の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	<u>広域の市町村に及ぶ災害</u> <u>・大規模な地震災害</u> <u>・大規模な風水害等</u>	応援の 規模	隣接市町村等	中部・全国の都道府県等	<u>中部・全国の都道府県等</u>	役割	被災市町村内の活動拠 点	海上輸送される要員、物 資の揚陸・集積拠点	<u>広域、全県的な活動拠点</u>	拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	<u>県内に4か所</u>	要件	面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上	<u>1ヘクタール程度以上</u> <u>大型・中型ヘリコプターの離着陸が可 能</u>	施設 設備 できれば 倉庫等	耐震岸壁 1万ト级以上の船舶の係 留施設	<u>倉庫等</u>	ゼロメートル地帯広 域防災活動拠点の整 備を踏まえた修正 （具体的には豊橋市 及び西尾市を想定）
区分	1 地区防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	<u>(追記)</u>																																																														
設置主体	市町村	県	<u>(追記)</u>																																																														
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県に及ぶ災害、大都市 の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	<u>(追記)</u>																																																														
応援の 規模	隣接市町村等	中部・全国の都道府県等	<u>(追記)</u>																																																														
役割	被災市町村内の活動拠 点	海上輸送される要員、物 資の揚陸・集積拠点	<u>(追記)</u>																																																														
拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	<u>(追記)</u>																																																														
要件	面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上	<u>(追記)</u>																																																														
	施設 設備 できれば 倉庫等	耐震岸壁 1万ト级以上の船舶の係 留施設	<u>(追記)</u>																																																														
区分	1 地区防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	<u>7.ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</u>																																																														
設置主体	市町村	県	<u>県</u>																																																														
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県に及ぶ災害、大都市 の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	<u>広域の市町村に及ぶ災害</u> <u>・大規模な地震災害</u> <u>・大規模な風水害等</u>																																																														
応援の 規模	隣接市町村等	中部・全国の都道府県等	<u>中部・全国の都道府県等</u>																																																														
役割	被災市町村内の活動拠 点	海上輸送される要員、物 資の揚陸・集積拠点	<u>広域、全県的な活動拠点</u>																																																														
拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	<u>県内に4か所</u>																																																														
要件	面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上	<u>1ヘクタール程度以上</u> <u>大型・中型ヘリコプターの離着陸が可 能</u>																																																														
	施設 設備 できれば 倉庫等	耐震岸壁 1万ト级以上の船舶の係 留施設	<u>倉庫等</u>																																																														
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策																																																															
	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動																																																															
144	2 県警察における措置 (1) 県警察は、市 <u>(追記)</u> と緊密な連携のもとに救出救助を行い、 負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。 <u>なお、水没した場合には、第四管区海上保安本部とも連携を図 る。</u>	2 県警察における措置 (1) 県警察は、市 <u>及び防災関係機関</u> と緊密な連携のもとに救出救助 を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送 する。 <u>(削除)</u>	表記の整理																																																														

風水害等災害対策計画

頁	修正前	修正後	備考
	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策	
	第6節 通信施設の応急措置	第6節 通信施設の応急措置	
196	2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、<u>KDDI株式会社</u>、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置	2 移動通信事業者（<u>KDDI株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置	表記の整理（内閣府公表の順序で整理）
	第14章 海上災害対策	第14章 海上災害対策	
	海上災害対策	海上災害対策	
200	6 県における措置 (1) ～ (2) (略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県は、自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく <u>依頼</u> により、防災ヘリコプターを活用する。	6 県における措置 (1) ～ (2) (略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県は、自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく <u>要請</u> により、防災ヘリコプターを活用する。	表記の整理
	第16章 鉄道災害対策	第16章 鉄道災害対策	
	鉄道災害対策	鉄道災害対策	
208	3 県における措置 (1) ～ (2) (略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく <u>依頼</u> により防災ヘリコプターを活用する。	3 県における措置 (1) ～ (2) (略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく <u>要請</u> により防災ヘリコプターを活用する。	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	修正前	修正後	備考
210	<p>7 情報の伝達系統 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p> 	<p>7 情報の伝達系統 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p> 	<p>実際の連携体制との整合を図るための修正</p>
第17章 道路災害対策		第17章 道路災害対策	
道路災害対策		道路災害対策	
212	<p>1 道路管理者（市、県、中部地方整備局及び愛知県道路公社）における措置 (1) ～ (4) (略) (5) 他の道路管理者への応援要求 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要求する。</p>	<p>1 道路管理者（市、県、中部地方整備局及び愛知県道路公社）における措置 (1) ～ (4) (略) (5) 他の道路管理者への応援要請 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。</p>	<p>表記の整理</p>
213	<p>3 県における措置 (1) ～ (3) (略) (4) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを活用する。</p>	<p>3 県における措置 (1) ～ (3) (略) (4) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により防災ヘリコプターを活用する。</p>	

風水害等災害対策計画

頁	修正前	修正後	備考
	第21章 大規模な火事災害対策	第21章 大規模な火事災害対策	
	大規模な火事災害対策	大規模な火事災害対策	
224	2 県における措置 (1) ～ (2) (略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく 依頼 により防災ヘリコプターを活用する。	2 県における措置 (1) ～ (2) (略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく 要請 により防災ヘリコプターを活用する。	表記の整理
	第22章 林野火災対策	第22章 林野火災対策	
	林野火災対策	林野火災対策	
227	2 県における措置 (1) ～ (2) (略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく 依頼 により防災ヘリコプターを活用する。	2 県における措置 (1) ～ (2) (略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく 要請 により防災ヘリコプターを活用する。	表記の整理